

IV 難病に関連のあるサービス

1. 介護保険のサービス

窓口	各区役所高齢介護課
----	-----------

介護保険は、介護が必要になっても高齢者が地域で安心して暮らしていけることを目指すとともに、いつまでも自立した生活を送れるように支援する制度です。介護保険のサービスを利用するためには、介護の必要度の判定(要介護・要支援認定)を受けていただく必要があります。

「要介護・要支援認定」を受けるには、申請が必要です。シニアサポートセンター（地域包括支援センター）に申請を行ってもらうこともできます。詳細は、各区役所高齢介護課で配布している「さいたま市の介護保険」をご参照ください。

* 指定難病医療受給者証をお持ちの方で、介護保険による下記の8つのサービスを受けた場合には、自己負担額が指定難病医療給付の自己負担額に合算されます。事業所が指定医療機関であるか確認の上、受給者証と自己負担上限月額管理票を提示してください。

在宅サービス	訪問看護	訪問リハビリテーション
	居宅療養管理指導	介護予防訪問看護
	介護予防訪問リハビリテーション	介護予防居宅療養管理指導
施設サービス	介護療養施設サービス	介護医療院サービス

●対象者

- ・ 65歳以上で介護や支援が必要であると「認定」を受けた方。
- ・ 40～64歳で、介護保険の対象となる病気^{※1}が原因で介護や支援が必要であると「認定」を受けた方。交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外となります。

※1 介護保険の対象となる病気(特定疾病)には、下記の16の疾病が指定されています。(このうち指定難病医療給付制度の対象となるのは、赤字の疾病です)

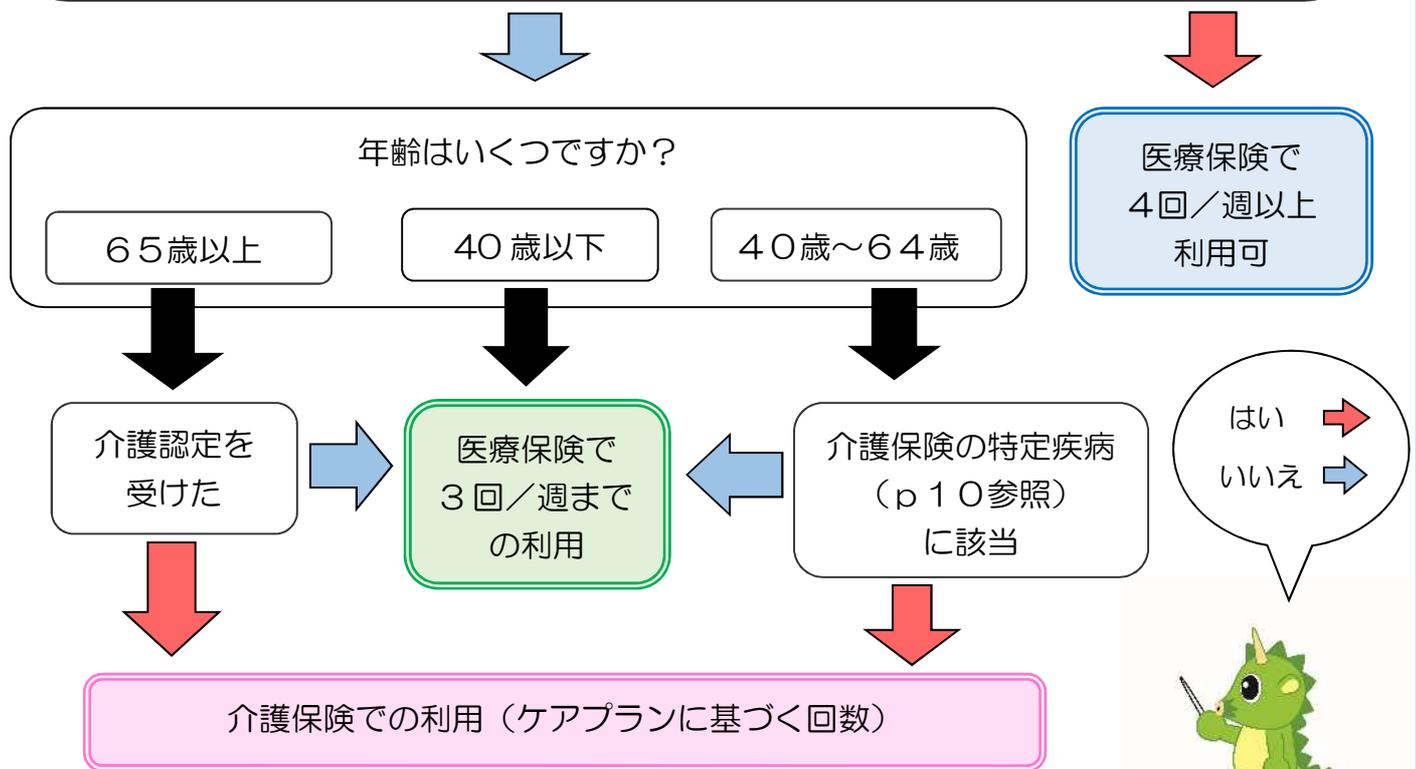
① がん (医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る) ② 関節リウマチ (このうち 悪性関節リウマチ) ③ 筋萎縮性側索硬化症 ④ 後縦靭帯骨化症 ⑤ 骨折を伴う骨粗しょう症 ⑥ 初老期における認知症 (このうち プリオン病 、 特異性基底核石灰化症 、 前頭側頭葉変性症) ⑦ 進行性核上性麻痺 、 大脳皮質基底核変性症 及び パーキンソン病 ⑧ 脊髄小脳変性症	⑨ 脊柱管狭窄症 (このうち 広範脊柱管狭窄症) ⑩ 早老症 (このうち ウェルナー症候群 、 コケイン症候群) ⑪ 多系統萎縮症 ⑫ 糖尿病性神経障害 、 糖尿病性腎症 及び 糖尿病性網膜症 ⑬ 脳血管疾患 ⑭ 閉塞性動脈硬化症 ⑮ 慢性閉塞性肺疾患 ⑯ 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
--	---

～訪問看護は疾患や患者の状態により、利用できる制度が異なります～

訪問看護は看護師、准看護師、保健師、理学療法士及び作業療法士等が自宅を訪問して、療養にかかわるお世話や必要な診療の補助を行うサービスです。下の表で確認してみましょう。

厚生労働大臣の定める疾患のうち以下の疾患に該当しますか？

- ①末期の悪性腫瘍 ②多発性硬化症 ③重症筋無力症 ④スモン ⑤筋萎縮性側索硬化症
- ⑥脊髄小脳変性症 ⑦ハンチントン病 ⑧進行性筋ジストロフィー
- ⑨パーキンソン病関連疾患（パーキンソン病は重症度による） ⑩多系統萎縮症
- ⑪プリオン病 ⑫亜急性硬化性全脳炎 ⑬ライソゾーム病 ⑭副腎白質ジストロフィー
- ⑮脊髄性筋萎縮症 ⑯球脊髄性筋萎縮症 ⑰慢性炎症性脱髄性多発神経炎
- ⑱後天性免疫不全症候群 ⑲頸髄損傷 ⑳人工呼吸器を装着している状態



*医療保険・介護保険を利用しないで、訪問看護を受けることもできますが、全額自費となります。

こんな制度もあります！

在宅人工呼吸器使用患者支援事業

指定難病医療受給者証をお持ちで、人工呼吸器を装着し在宅で療養をしている患者が、診療報酬で定められた回数を超える訪問看護などを受ける場合、さいたま市と契約した訪問看護ステーション等に対し、請求に応じて助成を行います。

【窓口】 さいたま市保健所

2. 障害者総合支援法のサービス

窓口 各区役所支援課、各障害者生活支援センター

障害福祉サービスや補装具費の支給、日常生活用具（人工呼吸器外部バッテリー、電気式たん吸引器、特殊寝台など）の給付などの支援が受けられます。

（介護保険制度で共通するサービスを利用する場合は、介護保険制度が優先されます）

詳細は、各区役所支援課で配布している「障害者福祉ガイド」をご参照ください。

サービスの支給には、障害支援区分等の要件がありますので、各区役所支援課でご確認ください。

●対象者

サービスの種類によって異なりますが、障害者手帳を持っている方や指定難病を含む366疾病に該当する方などを対象としています。

●費用

障害福祉サービスの場合、費用の1割と食費等の自己負担がありますが、世帯の所得に応じた負担上限額が設定されるため、サービス量にかかわらず、その額以上の利用者負担は生じません。

こんな制度もあります！

在宅難病患者一時入院事業（埼玉県事業）

在宅で療養をしている難病患者が、介護者の病気や事故等により、在宅で療養することが困難となった際に、埼玉県と委託契約している医療機関に一時的に入院することができる制度です。

1. 対象者（以下のすべてを満たす方）

- さいたま市にお住まいの指定難病医療受給者証所持者
- 人工呼吸器（NPPV等も含む）を装着している方又は気管切開をしている方
- 病状が安定し、事業の利用に主治医の同意が得られている方

2. 入院期間

- 1回の利用は14日以内となります。
- 年間56日まで利用できます。

3. 入院にかかる費用

- 医療保険の自己負担分（指定難病医療受給者証を利用することができます。）
- 健康保険適用外の差額ベッド代等や病院までの移送費用は患者負担となります。

【窓口】 さいたま市保健所

●障害者と高齢者で重複するサービス例

(介護保険の認定を受けている方は、介護保険、高齢福祉サービスが優先されます。)

サービス		障害者のサービス	高齢福祉サービス
		●窓口：各区役所支援課	●窓口：各区役所高齢介護課 (65歳以上で要介護3～5で 介護保険施設・病院等に入所・入院し ていない方) ※介護保険料を滞納していないこと
ふとんの乾燥と丸洗い	対象	身体障害者手帳1・2級で寝たきりの状態にあって、介護者も寝具乾燥を行うことが、困難な18歳以上の方	布団を干すことが困難な単身または高齢者のみの世帯の方
	内容	乾燥：年度10回、丸洗い：年度2回	乾燥：年度10回、丸洗い：年度2回 (乾燥又は丸洗いのうち、いずれかを月1回まで)
	費用	無料	無料
訪問理美容	対象	身体障害者手帳1級の方、または、療育手帳(A)・Aの方で、理・美容店に行くことが困難な方	外出が困難なため理・美容店に行くことが困難な方
	内容	年度4回 ※年度の途中から申請する場合は回数が異なります。	年度4回(理・美容券を支給します) ※年度の途中から申請する場合は回数が異なります。
	費用	無料	無料
訪問入浴	対象	身体障害者手帳1級・2級の方で、家庭において入浴が困難な方	介護保険サービスになります。
	内容	年度104回(月10回以内) ※年度の途中から申請する場合は回数が異なります。	
	費用	世帯の所得に応じた費用負担	
紙おむつ等の支給	対象		常時紙おむつを使用している方で、本人の介護保険料の段階が第5段階以下の方※生活保護受給者を除きます。
	内容		紙おむつ等支給利用券(年間最大12枚)と引き換え(1回/月)に支給
	費用		月6,000円を限度額に利用券を交付 ※限度額を超えた場合は自己負担

3. さいたま市社会福祉協議会のサービス

さいたま市社会福祉協議会では、手話通訳者派遣・要約筆記者派遣事業、一時的な車いすの貸出、宅配食事サービス、あおぞらサービス（家事援助等）、生活福祉資金の貸付等様々な事業を行っています。

窓口	さいたま市社会福祉協議会
----	--------------

●お問合せ先

事業・サービス	窓口	電話番号/FAX
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	地域福祉課 聴覚障害者支援係	TEL：048-823-9556 FAX：048-823-9555
<ul style="list-style-type: none"> ・一時的な車いすの貸出 ・宅配食事サービス ・あおぞらサービス（家事援助等） ・生活福祉資金の貸付 	西区事務所	TEL：048-622-3333 FAX：048-622-1991
	北区事務所	TEL：048-653-1177 FAX：048-653-6006
	大宮区事務所	TEL：048-646-4441 FAX：048-646-4447
	見沼区事務所	TEL：048-684-3322 FAX：048-684-2200
	中央区事務所	TEL：048-854-3724 FAX：048-854-3511
	桜区事務所	TEL：048-852-1611 FAX：048-852-1811
	浦和区事務所	TEL：048-834-3131 FAX：048-833-3199
	南区事務所	TEL：048-838-1818 FAX：048-838-2700
	緑区事務所	TEL：048-874-0022 FAX：048-874-2900
岩槻区事務所	TEL：048-757-9291 FAX：048-756-3064	

4. 歯科に関するサービス

●在宅歯科医療

在宅療養している人や身体が不自由な方など、歯やお口のことでお悩みがあっても歯科医院への通院が困難な方を対象に、埼玉県では「在宅歯科医療推進窓口」を開設しています。

在宅医療に関する相談や在宅歯科医療を実施している歯科医院の紹介を行っています。

窓口	在宅歯科医療推進窓口（一般社団法人埼玉県歯科医師会内）
電話	048-822-6464
利用時間	月曜日～金曜日 10:00～15:00（祝日、年末年始を除く）

●訪問歯科健康診査

40歳以上で在宅療養中の寝たきりの方等で、歯科健診を受ける機会のない方を対象に、歯科医師が自宅を訪問して、成人歯科健康診査に準じた項目（問診・歯の状況・一部の歯肉の状況・顎関節の状況・舌や粘膜の状況・口腔清掃状態・歯みがき指導等）を実施します。

窓口	各区役所保健センター
費用	無料
実施期間	歯科健康診査を実施している期間がありますので、お問合せください。

●さいたま市障害者歯科相談医ガイドブック

障害のある方々が身近な地域で安心して歯科口腔に関する相談、診療を受けることができるよう埼玉県障害者歯科相談医が在籍している歯科医療機関情報を掲載したガイドブックです。

配布窓口	各区役所（情報公開コーナー、支援課、保健センター）
------	---------------------------

さいたま市のホームページからもダウンロードできます。